

自家用有償旅客運送に関するサポート事業者の募集要項

第1 目的

静岡市では、公共交通機関の撤退等が想定される中山間地域において、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の導入を進めていくことを計画しているが、当該地域では、高齢化が進み、運行管理業務等を担う人材が不足するなど、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）を導入・維持することへの不安の声がある。

このような背景を踏まえ、静岡市では、きめ細かく、地域のニーズに応じた地域主体の交通サービスで、利便性の高い生活交通サービスを構築するため、地域が主体となる自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）を導入していくことから、運営を担う NPO 法人等の組織立ち上げや、運行体制の構築、運行管理等の支援を実施する事業者を募集する。

なお、本公募結果は、地域団体とサポート事業者が契約するための参考資料として運送事業を担う地域団体に公表するものです。

第2 事業の概要

1. 事業名

自家用有償旅客運送に関するサポート事業

2. 実施場所

静岡市内

3. 事業内容

本事業は、地域主体の交通を担う運営組織の立ち上げ、運行計画の策定段階から運行サービスを安定的に提供するためのもの

4. 事業期間

契約日から令和9年3月31日まで

第3 参加に関する条件等

1. 参加資格

事業者として応募できるものは、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 本事業を効果的かつ安定的に運営することのできる法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問わない。また、個人での参加は不可とする。）
- ② 令和2年度から令和6年度までに、道路運送法第2条に定義される旅客自動車運送事業または道路運送法第78条に基づく自家用自動車による有償の旅客運送の運行管理業務及び運行管理支援業務の実装実績があること。
- ③ 令和7年7月1日時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更

生手続き開始の申し立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがおこなわれている者でないこと。

- ④ 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- ⑤ 市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

2. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、本募集要項を公表した日とする。

3. 応募に関する留意事項

（1）失効又は無効の要件

- ア. 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ. 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ. 書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ. 企画提案書の内容が募集要項の要件を満たしていない場合

（2）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかわる責任は、すべて事業者が負うものとする。

（3）複数提案の禁止

事業者は複数の企画提案書は提出できない。

（4）提出書類の返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
また、書類の変更等は一切認めない。

（5）費用負担

企画提案書の作成、提出等応募に要する経費等はすべて参加者の負担とする。

（6）その他

提案者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとする。

第 4 募集のスケジュール等

1. 募集スケジュール

募集要項等の公表	令和 7 年 7 月 7 日
提案書の受付	令和 7 年 7 月 7 日から 7 月 28 日

2. 応募・審査に関する事項

(1) 提出方法

提案書などの以下の提出書類に必要事項を記載し、事務局にメールで提出すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 実施体制調書
- ③ 参加資格要件チェックリスト
- ④ 見積書
- ⑤ その他提案内容の説明に必要なパンフレット等

(3) 参加資格審査

参加資格審査については、提出順に随時審査をおこなう。

また、参加する資格がないとされた者についてはその理由を付してその旨を通知する。

3. 事業者の評価

(1) 事業者の評価方法

事業者の評価に際しては、応募者からの提案内容と提案価格を総合的に評価した上で、対比表を作成し、今後、自家用有償旅客運送を導入する自治会等に対して公表する。

なお、提案内容の評価の基準及び配点は次のとおりとする。

【評価点】

評価項目	評価の観点	配点
1 事業推進力	・ 運行主体組織の立ち上げ、運行計画の策定、適切な運行サポートが全体最適観点から地域団体を支援できる内容になっているか ・ 継続性や合理化につながる提案内容となっているか	50 点
2 実行力	・ 地域の交通課題や要望に対して課題解決をした実績をもつ事業者か ・ 提案事業と同種事業の実績があるか	10 点
3 実施体制	・ 事業実施にあたり、適切な業務体制がとられているか ・ 運行主体と連携が取れる体制となっているか ・ 有事の際に迅速に適切な対応が可能な体制となっているか	30 点
4 独自提案	・ 業務内容の充実や、運行主体の支援につながる独自提案か	10 点

(2) 評価結果

評価結果は、今後、自家用有償旅客運送を導入する自治会等に参考資料として公表す

る。なお、評価結果にかかわる質問や異議は一切受け付けない。

第5 その他留意事項

- (1) 提出された提案書は、評価及び自治会等への公表以外の目的には使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (2) 提出された提案書は、評価をおこなう作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提案内容については、必要に応じてその概要を公表することがある。
- (4) 提出された資料等は返却しない。
- (5) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については、交通政策課長が別に定める。

第6 担当部署

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡庁舎7階）

静岡市都市局都市計画部交通政策課

電話：054-221-1105

電子メール：kotsu@city.shizuoka.lg.jp